

R 6 建設 公共事業労務費等調査業務 仕様書

第1 調査範囲

この仕様書は、徳島県が実施する「R 6 建設 公共事業労務費等調査業務（以下「調査」という。）」に適用する。

第2 調査の目的

調査は、公共事業の工事費積算に用いる公共工事設計労務単価を決定するための基礎資料として、公共事業等に従事した建設労働者に支払われた賃金を職種別に把握すること及び建設現場の施工体制の実態を把握することを目的とする。

第3 業務計画書の提出

受注者は、契約締結後、土曜日、日曜日、祝日等を除く10日以内に、調査に従事する技術者の体制、守秘すべき個人情報等の管理体制、調査票の審査体制及び調査結果の照査体制について記載した業務計画書（様式自由）を提出しなければならない。

第4 調査内容

○労務費調査

1 調査対象工事及び審査の日程等

各庁舎管内別の調査工事件数は別表1のとおり予定しており、審査は11月に実施する。

また、「公共事業労務費調査の手引き」に基づき、原則、書面審査及びオンライン審査として実施すること。さらに、オンライン審査については全工事件数のうち3割以上実施すること。なお、対象業者から対面審査の希望がある場合は、対面審査を実施し、調査員を3名以上配置すること。調査対象工事件数に変更が生じた場合は、契約変更の対象とするが、1工事当たりの調査対象業者（元請業者及び協力会社）数に変動があっても契約変更の対象とはしない。

2 一次審査等

(1) 書面審査、オンライン審査及び対面審査

受注者は、調査対象業者が提出又は調査会場に持参・提出する賃金調査票、各種手当内訳票、臨時の給与年計票、補足調査票を「公共事業労務費調査の手引き」に記載の審査要領等に基づき個々に審査する。

なお、調査対象業者に対しては発注者が、「調査票」、「公共事業労務費調査の手引き」を配付する。

※上記「調査票」及び「手引き」は国土交通省ホームページを参照のこと。

(2) 補充調査

受注者は、発注者より指示があった場合、調査票等の記載内容について、調査票等を提出した調査対象業者の一部に対して、訪問調査又は電話による聞き取り等による補充調査を行う。

3 審査結果の整理

(1) 無効調査票の整理

受注者は、一次審査により無効となった調査票について、無効となった原因別に調査票数を整理する。

(2) 調査票の記入ミスの整理

受注者は、調査票の記入ミスの内容を記入項目毎に整理し、記入ミスの原因及

び防止対策について整理する。

(3) 調査票等の電子化

受注者は、発注者の指示により調査票のデータを電子化するものとする。データの提出時期は11月末とする。

○下請状況等調査

1 ヒアリング調査

発注者が提示する下請次数の多い建設事業者（下請含む）に対し、県担当者の同席の下、下請理由や賃上の状況などをヒアリングする。

ヒアリングは、徳島県万代庁舎（徳島市万代町1丁目1番地）で実施予定であり、日数は7.5日を見込んでいます。なお、詳細については、発注者との協議による。また、実施時期は、9～10月を予定している。

第5 再委託

1 受注者は、委託された業務の全部を一括して、又は発注者が設計図書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が設計図書において指定した軽微な業務を委任し、又は請け負わせようとするときは、発注者の承諾を必要としない。なお、「軽微な業務」とは、コピー、印刷、製本、資料の収集・単純な集計及びデータ入力である。

3 受注者は、業務の一部を再委託する場合、書面により下請人との契約関係を明確にしておくとともに、下請人に対し適切な指導、管理のもとに当該業務を実施しなければならない。

なお、下請人は、徳島県物品購入等に係る指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置の対象となっていない者、又は徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止の措置の対象となっていない者でなければならない。

第6 成果物

本調査の成果物は次のとおりとし、徳島県県土整備部建設管理課に提出するものとする。

○労務費調査

- | | |
|---------------------|--------|
| (1) 調査票の原本 | ・・・ 1式 |
| (2) 調査票の写し | ・・・ 1部 |
| (3) 調査票の記入ミスを整理した書類 | ・・・ 1部 |
| (4) 調査票の電子データ | ・・・ 1部 |
| (5) その他、発注者の指示する資料 | ・・・ 1部 |

○下請状況等調査

- | | |
|--------------------|--------|
| (1) ヒアリング調査結果（議事録） | ・・・ 1部 |
| (2) 上記(1)の電子データ | ・・・ 1部 |
| (3) その他、発注者の指示する資料 | ・・・ 1部 |

別表1 各庁舎別調査工事件数

庁舎名	工事件数 (件)
東部県土整備局<徳島> 徳島市南末広町6-36	20
東部県土整備局<吉野川> 吉野川市川島町宮島736-1	10
南部総合県民局<阿南> 阿南市富岡町あ王谷46	10
南部総合県民局<那賀> 那賀郡那賀町吉野弥八かへ64-1	10
南部総合県民局<美波> 海部郡美波町奥河内字弁才天17-1	10
西部総合県民局<美馬> 美馬市脇町大字猪尻字建神社下南73	15
西部総合県民局<三好> 三好市池田町マチ2415	15
合 計	90